【様式１３】

川越市グリーンツーリズム拠点施設の指定管理に係るグループ協定書（参考）

（目的）

第１条　○○（グループ等の名称）は、川越市グリーンツーリズム拠点施設を管理する指定管理者として、関係法令、川越市グリーンツーリズム拠点施設条例（令和４年条例第１４号）の規定に基づき、川越市（以下「市」という。）と締結する川越市グリーンツーリズム拠点施設の管理に関する協定（以下「基本協定」という。）を遵守し、構成団体が共同連帯して施設の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を遂行することを目的として、グループに係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するグループは、○○（以下「本グループ」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本グループは、事務所を○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本グループは、○○年○○月○○日に成立し、本施設に係る指定の期間終了後３か月を経過する日までは解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、本グループは、本施設の指定管理者として指定されなかったときは、直ちに解散するものとする。

（構成団体の所在地及び名称等）

第５条　本グループの構成団体は、次のとおりとする。

（１）所　在　地　○○

　　　団体の名称　○○

　　　代表者氏名　○○

（２）所　在　地　○○

　　　団体の名称　○○

　　　代表者氏名　○○

（３）所　在　地　○○

　　　団体の名称　○○

　　　代表者氏名　○○

（４）所　在　地　○○

　　　団体の名称　○○

　　　代表者氏名　○○

（代表団体）

第６条　本グループは、○○を代表団体とする。

（代表団体の権限）

第７条　本グループの代表団体は、指定管理業務の遂行に関し、本グループを代表して次に掲げる権限を有するものとする。

（１）指定管理者の指定の申請に関すること。

（２）指定管理業務等に係る協定の締結に関すること。

（３）開業準備に係る施設の改修等に関すること。

（４）指定管理料の請求及び受領に関すること。

（５）指定管理者納入金（体験料等）の納付に関すること。

（６）指定管理業務等に係る契約に関すること。

（構成団体の責任）

第８条　各構成団体は、指定管理業務の遂行及び指定管理業務の遂行に伴い本グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　本グループの取引金融機関は、○○銀行○○店とし、本グループの名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（業務の分担等）

第１０条　各構成団体の業務分担及び負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、指定管理業務の一部に変更があったときは、当該変更等の内容に応じ、業務分担及び負担金分担額を変更するものとする。

（１）○○業務　○○（団体の名称）　○○円

（２）○○業務　○○（団体の名称）　○○円

（３）○○業務　○○（団体の名称）　○○円

（４）○○業務　○○（団体の名称）　○○円

（５）共通業務　－　　　　　　　　　○○円

２　各構成団体は、前項の規定により分担する業務を遂行するため、必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成団体の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

（決算）

第１１条　本グループは、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算をするものとする。

２　指定管理者の指定の手続に要した経費は、構成団体全員の同意により当該年度の決算に繰り入れるものとする。

（損益の分担）

第１２条　前条第１項の規定による決算の結果、構成団体に分配すべき余剰金又は構成団体が分担して負担すべき不足金が生じた場合には、次に掲げる割合によって各構成団体がその配分を受け、又は負担するものとする。

（１）○○（団体の名称）　百分の○○

（２）○○（団体の名称）　百分の○○

（３）○○（団体の名称）　百分の○○

（４）○○（団体の名称）　百分の○○

（権利義務の譲渡の制限）

第１３条　本協定に基づく各構成団体の権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１４条　本グループが解散した後においても、指定管理業務の遂行につき瑕疵があったときは、各構成団体は連帯してその責めに任ずるものとする。

（疑義についての協議）

第１５条　本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、構成団体全員の協議の上、これを定めるものとする。

代表団体○○外３団体は、上記のとおり○○グループ協定を締結したので、その証として本正本４通及び副本１通を作成し、それぞれ記名押印の上、正本については各構成団体が１通を保有し、副本については市に提出する。

　　○○年○○月○○日

代表団体（所　在　地）

　　　　（団体の名称）

　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　㊞

構成団体（所　在　地）

　　　　（団体の名称）

　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　㊞

構成団体（所　在　地）

　　　　（団体の名称）

　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　㊞

構成団体（所　在　地）

　　　　（団体の名称）

　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　㊞